

## i・Line 契約約款

### 第1条（約款の適用）

株式会社三通テレコムサービス（以下「当社」といいます。）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この当社が提供する「i・Line」（以下本サービスといいます。）に係る契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより本サービスの利用契約を締結した者（以下「契約者」といいます。）に本サービスを提供します。

### 第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示するものとし、料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとします。

### 第3条（本サービスにおける取扱い制限）

本サービスの取扱いに関しては、電気通信事業者（事業法第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条第1項の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）が定める契約約款等により制限されることがあります。

### 第4条（本サービスの内容及び料金）

当社は契約者に、当社が契約する電気通信事業者の回線（以下「本回線」といいます。）を再販し、この本回線は当社が別に定める三通テレコムサービス音声コネクタゲートウェイに係る電気通信設備（以下、「三通テレコムゲートウェイ設備」といいます。）に接続されます。ただし、三通テレコムゲートウェイ設備は複数の契約者で共用される場合もあるものとします。

- 2 本回線の終端の場所は、当社が別に定める場所とします。
- 3 三通テレコムゲートウェイ設備は、当社が別に定める場所に設置するものとします。
- 4 契約者は本回線及び三通テレコムゲートウェイ設備と契約者が用意する内線用の端末（以下「契約者端末」といいます。）との間で内線転送、又は逆転送を行うものとします。
- 5 前第1項の料金は、別に定める料金表に規定するとおりとします。

### 第5条（個人情報保護）

当社は、契約に係る個人情報の取り扱いについては、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（総務省告示）」等の法令等を遵守します。

### 第6条（発信できない番号）

本サービスでは、発信できない番号があります。発信の可否については当社が別に定めるところによります。

### 第7条（利用契約の単位）

当社は、一つの契約者毎に本サービスの利用契約を締結します。

#### 第8条（本サービスの利用契約申込み）

本サービスの利用契約の申込み（以下「契約申込み」といいます。）をしようとする者は、当社が別に定める契約申込書（その付属書類を含みます。以下同じとします。）を当社に提出して下さい。

- 2 当社は、次の各号に該当する場合には、契約申込みを承諾しない場合があります。
  - (1) 当社が本サービスの提供が技術的に困難と判断したとき。
  - (2) 本条第1項に規定する申込書の記載内容に虚偽の事実があることが判明したとき。
  - (3) 契約申込者が、過去に、本約款の定め等他当社のサービスにおいて、その利用約款の定め等に違反したことがあるとき。
  - (4) その他、当社の業務遂行上支障があるとき。

#### 第9条（番号の付与）

本サービスに係る契約者回線番号（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号又は電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号であつて、当社が別に定めるものに限ります。）は、1の契約者の回線ごとに、1の契約者回線番号を、当社が別に定める条件により付与するものとします。

#### 第10条（権利の譲渡・再販の禁止）

契約者は、本サービスの利用契約に基づいて当社から本サービスの提供を受ける権利の全部又は一部を、事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に対して有償、若しくは無償を問わず譲渡及び再販売することができません。

#### 第11条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、本サービスの契約を解除しようとするときは、別に定める書面等によりその旨を当社に届け出るものとします。

- 2 当社は前項の届け出を、毎月1日から25日までに受領した場合、その月の末日を解除日とし、毎月26日から末日までに受領した場合、翌月末日を解除日とします。

#### 第12条（当社が行う本サービスの契約の解除）

契約者が次の事項に該当した場合、当社はその契約を解除することがあります。

- (1) 第8条第1項に規定する申込書の記載内容に虚偽の事実があることが判明したとき。
  - (2) 別記第2項の契約内容の変更に基づく届け出がないとき
  - (3) 第15条（利用の停止）第1項第1号及び第2号の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、その事実が発生した日より3ヶ月以内にその事実を解消しない場合
  - (4) 第15条（利用の停止）第1項第3号の規定により利用の停止をした場合において、契約者がなお同条第1項第3号に該当する場合
- 2 当社は、契約者が第15条（利用の停止）第1項第3号に該当する場合に、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用の停止をしないで直ちに本サービスの契約を解除することがあります。

- 3 当社は、契約者が、第9条に規定する電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号の付与条件を満たさなくなった場合は、本サービスの契約を解除します。
- 4 契約者が次の事項に該当した場合、当社は何ら通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができることとします。
  - (1) 銀行取引停止処分を受けたとき。
  - (2) 破産・会社更生・民事再生又はその他これらに類する手続申立があったとき。
  - (3) 差押・仮差押・仮処分・強制執行・滞納処分を受けたとき。
  - (4) 本サービスを公序良俗に反する行為や犯罪行為に結びつく行為に使用したとき。
- 5 当社が契約する電気通信事業者の休止又は廃止により、本サービスを提供することができなくなった場合は、本サービスの契約を解除することがあります。
- 6 当社は、第1項から第5項の規定により本サービスの契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到達すべきときに通知がなされたものとみなし、又、第2項及び第4項による場合は解除後の通知となります。

#### 第13条（利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（本サービスに係る本回線及び契約者回線番号等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

#### 第14条（利用の中止）

- 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社又は当社が契約する電気通信事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第16条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
  - (3) 多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第15条（利用の停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（当社と契約を締結している又は締結していた電気通信サービスに係る料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 別記第3項第6号、同第8号、同第10号(vi)、又は同第11号の規定に該当するとき。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約約款の料金等について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
- (3) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、本サービスにかかる当社又は当社が

契約する電気通信事業者の業務若しくは当社又は当社が契約する電気通信事業者の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、前項第1号又は第3号の規定に該当するときは、当社は契約者に通知することなく利用停止をすることがあります。

- 3 前項により、契約者に通知する場合において、通常の方法を用いても通知できないときは、通常到達すべき時に通知がなされたものとみなします。
- 4 前第1項の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、利用を再開しようとするときは、当社に再開の申し込みをする必要があるものとします。又この際、契約者は別に定める料金表の「事務手数料」を当社に支払うものとします。

#### 第16条（通信利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信、若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

#### 第17条（通話品質）

本回線に係る通話品質は回線を設置する当社が別に定める電気通信事業者に依存します。

- 2 三通テレコムゲートウェイ設備と契約者端末との間の通話品質又は接続については、インターネット網に依存します。
- 3 前2項により、当社は本サービスの通話品質又は接続に関する保証を行うことができないことについて、契約者は予め同意するものとします。但し、当社は通話品質又は接続について、商業上合理的に要求される品質及び接続を維持するよう必要な対応を行うものとします。

#### 第18条（通話等の時間の測定）

本サービスの通話等の時間の測定は以下の通りとします。

- (1) 通話の時間は、三通テレコムゲートウェイ設備から発信された通信に、接続先の電話等が応答した時点から開始し通話等の終了までとし、当社が測定します。
- (2) 前号について、通話が月をまたぐ場合は終了月の通話とします。

#### 第19条（国際通信の取扱い）

国際通信については、当社が別に定めるところにより提供致します。

#### 第20条（外国における取扱制限）

国際通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

#### 第21条（国際通信の利用制限）

契約者は、コールバックサービス（発信する国際通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、

次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で国際通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛てに継続して通信の請求が行われ、契約者がコールバックの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

## 第 22 条（月額料金の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日までの期間について、別に定める料金表の「月額料金」に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間以上のものに限ります。）について 24 時間ごとに該当する日数を計算し、その日数に対応する月額料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

## 第 23 条（通話料金の支払義務）

契約者は、次の通話について、第 18 条（通話等の時間の測定）より当社が測定した通話時間と別に定める料金表の「通話料金」及び別記第 3 項の規定とに基づいて算定した通話料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
三通テレコムゲートウェイ設備から行った通話（その三通テレコムゲートウェイ設備に係る契約者以外の者が行った通話を含みます。）	契約者

2 契約者は、通話料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、当社が別に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

#### 第 24 条（工事費用の支払義務）

契約の申込み又は工事等を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別に定める料金表の「工事費用」に規定する初期費用等の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその初期費用が支払われているときは、当社は、その初期費用を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第 25 条（料金の計算方法）

料金の計算方法は、別に定める料金表及び別記第 3 項に定める方法により、当社が計算します。

#### 第 26 条（支払方法）

契約者がその契約に基づいて支払う料金及び工事費用の支払い方法は、別記第 3 項に定めるところによります。

#### 第 27 条（遅延損害金）

契約者は、本サービスに係る料金の支払いがある場合、支払期日までにその料金を支払わないときは、支払期日の翌日からその料金の支払いの日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払わなければなりません。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

#### 第 28 条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する別に定める料金表の「月額料金」（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日が属する月の 1 日当たりの平均利用料により算出します。）を発生した契約者の損害とみなし、その額に限って賠償します。

- 2 前項の場合を除き、当社は契約者に対し、一切の賠償を負いません。

#### 第 29 条（情報の管理）

契約者は、ユーザー ID、パスワードその他三通テレコムゲートウェイ設備を利用する権利を認識するに足りる情報（ユーザー ID、パスワードその他三通テレコムゲートウェイ設備を利用する権利を認識するに足りる情報が設定してある契約者端末を含みます。以下「接続情報等」といいます。）を自己の責任において管理するものとします。

- 2 契約者は、接続情報等を第三者に使用させ、第三者と共有し、又は売買、譲渡もしくは貸与してはならないものとします。

- 3 接続情報等の使用上の過誤又は第三者による使用により契約者が被る損害については、契約者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。
- 4 契約者は、契約者の接続情報等により本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意又は過失により接続情報等が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
- 5 契約者は、当社所定の方法により申し込むことで、接続情報等を変更することができるものとします。又この際、契約者は別に定める料金表の「事務手数料」を当社に支払うものとします。

#### 第 30 条（消費税等）

本約款で規定されている料金（通話料金のうち国際料金を除きます。）その他については、別に定める料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

- 2 本約款に係る料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 3 前項の規定にかかわらず、通話料金の計算において端数が生じた場合の処理の方法については、別記第 3 項第 3 号及び同第 10 号(v)に定めるとおりとします。

#### 第 31 条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第 32 条（裁判管轄・準拠法）

本約款に関し、当事者間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

- 2 本約款は日本国法に基づき解釈され、日本語版の日本語表現を優先するものとします。

#### 第 33 条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 第 34 条（特約）

この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

## 別記

### 1 地位の承継

- (1) 契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。
- (2) (1)の規定により契約者の地位を承継した方は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出てください。
- (3) (1)の場合において、相続により契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。
- (4) (3)の規定による代表者の届出が無いときは、当社が代表者を指定します。

### 2 氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所等、契約申込書に記載した事項のいずれかに変更があった場合には、そのことを速やかに、書面により当社に届け出るものとします。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 3 料金の計算及び支払い方法

- (1) 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- (2) 当社は、暦月の初日以外の日提供の開始があった場合、月額料金を当該月の利用日数に月額料金の30分の1を乗じて得られる額とします。
- (3) 通話料金について、一つの通話ごとに生じた1円未満の端数の処理は行わないものとし、1ヶ月間の合計額に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (4) 当社は、料金及び工事費用について、契約者に対する請求書の発行業務及び料金の収納業務を当社が指定する第三者（以下「収納代行会社」といいます。）に委託するものとし、契約者はこれに同意するものとします。
- (5) 契約者は、料金及び工事費用について、収納代行会社が契約者に対し発行する請求書に記載された期日までに、指定の金融機関等において支払うものとします。
- (6) サービス利用月の翌々月末日の時点で、契約者による支払いの事実を当社が確認できなかったときは、支払い及びその確認が完了するまで本サービスの利用を停止することとします。
- (7) 収納代行会社による与信審査の結果、承認不可となった場合、又は契約者の一ヶ月当たりの利用料金が収納代行会社の規定する限度額を超過した場合、当社は既に発生した利用料金について、収納代行会社に請求書の発行業務及び収納業務の代行を委託せず、直接契約者に対し請求するものとします。この場合契約者は、当社が発行する請求書に記載された期日までに、指定の金融機関等において支払うものとします。
- (8) 前号において、請求書に記載された期日までに契約者による支払いの事実を当社が確認できなかったときは、支払い及びその確認が完了するまで本サービスの利用を停止することとします。
- (9) 契約者が前第7号に該当する場合、当社は直ちにその事実を契約者に対し通知します。その際、契約者は以後の本サービスの利用料金の支払い方法として、前第4号の支払方法に代えて、次のいずれかを選択するものとします。



- (i) 当社に保証金を預託する方法
  - (ii) 当社に予め前払金を支払う方法
- (10) 前号の各支払方法の詳細は次の表のとおりとします。

	当社に保証金を預託する方式	当社に予め前払金を支払う方法
(i) 保証金 または前払金	2ヶ月分の月額料金と通話料金の合計額を目安とした保証金を当社に預託する。保証金の額を超える料金が発生した場合、当社は契約者に対して保証金の増額を求めることとし、契約者は増額分保証金を支払い要求の日付から7日以内に当社に支払い、併せてその事実を当社に通知する。契約の解除等があったときは、解約日の翌月末日までに契約者に保証金を返還する。なお、返還の際の振込手数料は契約者の負担とする。	本サービスを利用するうえで必要な額を前もって当社に前払金として支払う。以後も本サービスの利用に支障とならないよう必要により事前に補充する。契約の解除等があったときは、既に発生した利用料金を前払金から差し引いた差額の残余部分について、解約日の翌月末日までに精算する。なお、精算の際の振込手数料は契約者の負担とする。
(ii) 月額料金	当社は翌月5日までに、前月分の使用料金等について契約者に対し請求書を発行しかつこれを送付するものとし、契約者は請求書に記載された期日までに、指定の金融機関等において使用料金等を支払う。	毎月初日に当月分が前払金から自動で引き落とされる。
(iii) 通話料金		通話終了時点で前払金から自動で引き落とされる。
(iv) 工事費用		工事の完了時点で、前払金から引き落とされる。
(v) 通話料金の 端数の処理	一つの通話ごとに生じた1円未満の端数の処理は行わないものとし、1ヶ月間の合計額に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。	一つの通話ごとに生じた1円未満の端数の処理は行わない。
(vi) 第15条(利用の停止)に該当する場合	請求書に記載された期日までに、又は増額分保証金の支払い要求の日付から7日以内に、契約者による支払いの事実を当社が確認できなかったときは、支払い及びその確認が完了するまで本サービスの利用を停止する。支払いの通知を怠った場合も同様とする。	既に使用した利用料金を前払金から差し引いた差額が、通話料の金額の最少額に満たなくなった時点で、本サービスの利用を停止する。補充の通知を怠った場合も同様とする。

- (11) 当社は、前第9号に定める通知の日付から7日以内に、契約者による保証金の預託又は前払金の支払いのいずれも確認できなかったときは、いずれかの確認が完了するまで本サービスの利用を停止することとします。
- (12) 回線登録の完了後、当社が契約者に送付するサービス開通通知が契約者に到達しない場合、申込書の記載内容に虚偽の事実があったものとみなし、第12条(当社が行う本サービスの契約の解除)第1項の規定により契約を解除するものとします。この場合、契約者は初期費用及び事務手数料の支払い、並びにサービス開通通知書の発送に要した費用の弁償を要するものとします。

附 則

附則（実施期日）

この約款は、平成26年3月1日から実施します。

附則（実施期日）

この約款は、平成29年1月1日から実施します。

附則（実施期日）

この約款は、平成29年8月1日から実施します。

附則（経過措置）

この約款の実施日の前日に、現に株式会社三通の*i・Line* 契約約款に基づき、*i・Line* の利用契約を締結していた契約者は、この約款の実施日に株式会社三通テレコムサービスの*i・Line* の利用契約に移行したものとみなします。ただし、この約款の実施日前に提供していた*i・Line* に関する最低利用期間については、なお、従前のおりとしします。